

橋本事務所新聞

第82号

発行所
橋本法務会計事務所



今月のトピックス

『改正省エネ法の概要』

□省エネ法とは

石油危機を契機に昭和五四年に制定されました。

今回の改正で、工場・事業場単位から、企業単位へ変わり、特定連鎖化事業者（コンビニ・フランチャイズ）も新たに規制の対象となりました。

□省エネ法におけるエネルギーとは

① 燃料

原油及び揮発油、重油、その他石油製品。可燃性天然ガス。石炭、コークス、その他石炭製品。

② 熱

①に示す燃料を熱源とする熱（蒸気、温水、冷水等）

③ 電気

①に示す燃料を起源とする電気
廃棄物からの回収エネルギー
や風力、太陽光等の非化石エネルギーは対象とならない。

□省エネ法が規制する分野は

①工場又は事業所を設置して事業を行う者

②輸送事業者、荷主

③住宅・建築物の建築主、所有者、管理者、住宅供給業者

④機械器具の製造・輸入業者

□規制の対象となる事業者は

事業者全体又は加盟店を含む事業全体の一年間のエネルギー使用量（原油換算）が合計千五百キロワット以上の業者

□事業者が行わねばならないこととは

①事業者全体のエネルギー使用量の把握

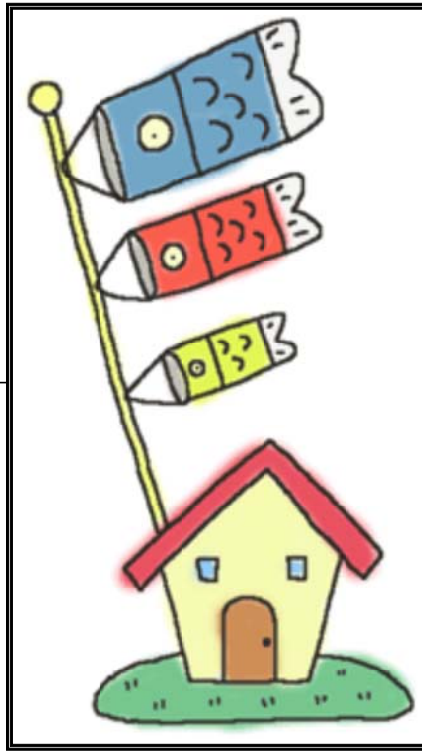
②エネルギー使用状況届出書の提出（今年七月末日期日）

③特定事業者又は特定連鎖化事業者の指定

④エネルギー管理統括者等の選任

⑤事業者単位でのエネルギー管理の実施

⑥中长期計画書、定期報告書の提出（今年十一月末日期日）等々。



『預金の相続は？』

知ってお得！法律雑学

Q、亡父が遺した財産の中に銀行他の預金がありました。

預金の相続はどのようにしたら良いでしょうか、またどんな点に注意したらよいでしょうか。

は相続の始まりと同時に法律上当然に分割され、各相続人が相続分に依りて権利を取得するので、遺産分割の対象とはならないというものです。

しかし、金融機関の実務では、相続人から相続分に依じた預金債権の支払請求があってもこれに応じず、相続人全員が署名、実印を押印した遺産分割協議書もしくは払い戻し請求書の提出を求めています。

判例の立場は前述のとおりですが、家庭裁判所の遺産分割調停や審判においては、相続人全員が合意し、相続人間の公平を実現できると考えられる場合には、可分債権を遺産分割の対象とすることを認めています。

A、銀行預金等の金銭債権は、支払を分けてうけることができるという意味で、可分債権といえます。このような可分債権が遺産分割の対象となるか否かについては、考え方が分かれています。判例の立場は、可分債権を受けます。

経営コーナー

□今月の一冊□

最近の出版書の中から、私が読んでみて、これだと思う一冊を紹介しています。

今月はこの一冊をご紹介します。

『百年企業、生き残るヒント』

久保田 章市 著

角川コミュニケーションズ

推定によれば、日本には創業百年以上の企業が約五万社あるという。本書はこのような「長寿企業」になるための秘訣を明かすのもだ。『伝統の承継と革新』この二つを柱とする日本の長寿企業のあり方を述べると



もに、終章では、製造業、卸売業、建設業など、様々な業種の長寿企業の取組みを紹介。「元気で生き残る」ための具体的なヒントを提供する。

□日本は、世界的に見て、創業百年以上の長寿企業が多い。その理由として、次の二点が挙げられる。

① 伝統的な家制度の存在

日本の企業の多くは「家業」から始まった。そして「養子制度」の下、家を継ぐ男子がいな場合は、優秀な養子が家業を継ぎ発展させていった。

② 伝統の承継と革新

伝統を承継する一方、経営革新にも取り組んできた。すなわち「変わらないもの」と「変わるもの」とのバランスをうまくとってきた。

□長寿企業の「変わらないもの」「伝統」には、顧客第一主義、本業重視の経営、従業員重視な

どがある。これらは「経営の真髓」であり、社歴の浅い企業はまず「こちらを学ぶと良い」。

□長寿企業の「変わるもの」「革新」には、顧客ニーズへの対応、販売チャネルの変更、新規事業の確立などがある。社歴の長い企業は、こうした変化への対応を学ぶべきである。

□長寿企業であり続ける上で重要なのは、次の三点である。

① 経営革新に取り組む

まず、新商品の開発などの「攻め」の戦略に取り組んだ後、新人事制度導入などの「守り」の戦略に取り組む。

② 社員を大切にしている経営

社員を大切にしている。そのことによって、社員との間に信頼関係が生まれ、「できる社員」が育つ。

③ 後継経営者の育成

企業は「経営者次第」である。様々な条件を考慮して、最適な

後継経営者を選び、育成しなければならぬ。

※企業で最も大切なことは「継続」することです。しかしこれは容易なことではありません。



今月の一言

先週末、建行協主催の山口フォーラムに参加してきました。国士館大学の山口康夫教授の基調講演や実務者との討論会を聴き、建設業法の改正の必要性や、建設業法の研究者は全国でも皆無に近い状況であること、また近い将来ある改正では業法が取れて「建設法」になれるかとか、興味深い内容でした。帰りには、「維新の湯」に浸かり、山口の人気の地酒「獺祭(だっさい)」を堪能し、山口を十分楽しんできました。

行政書士・橋本法務会計事務所 株式会社FPステーション

建設業許可・経営事項審査
産業廃棄物許可・相続手続
各種法人設立 会計記帳
契約書・遺言書・協議書
HACCP・ISO

〒675-1335
兵庫県小野市片山町1332-1
TEL 0794-62-2377
FAX 0794-62-2374
<http://office-hashimoto.net/>

行政書士 CFP
1級ファイナンシャルプランニング技能士
リスクと保険・保険の見直し
相続・事業承継
金融資産運用設計